

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

令和元年5月17日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人シード三日坊主塾

(2) 代表者名

森福 満洲雄

(3) 主たる事務所の所在地

京都市西京区大枝北福西町二丁目2-6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、対人教育に携わる人々、消費者への意思疎通を効果的に行いたい人々、高齢者と高齢者介護者の間や異世代間・異性間あるいは地域の中でのコミュニケーションの円滑化を計りたい人々に対して、人材育成、特に、周囲の人間をいきいきと活性化させる事の出来る人材の育成に関する技術開発・研修企画・教育などを行う事で、少しでも現代日本を覆う閉塞感の打破に貢献し、公益の増進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

令和元年5月9日

(文化市民局地域自治推進室)